

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十一号

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良県庁舎管理規則（昭和四十四年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表本庁庁舎（議会棟並びに地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室及び警察本部の用に供する部分を除く。）及びその構内の項中「地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」の下に「産業・雇用振興部産業振興総合センター」を加え、同表分庁舎（地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の用に供する部分に限る。）及びその構内の項の次に次のように加える。

分庁舎（産業・雇用振興部産業振興総合センターの用に供する部分に限る。）及びその構内	産業・雇用振興部長	産業・雇用振興部産業振興総合センター所長
---	-----------	----------------------

第三条の表出先庁舎及びその構内の項中「奈良県立大学にあつては奈良県立大学事務局長、県立病院にあつては」を「県立病院にあつては、」に改め、「大学及び」を削る。

別表中		を	地域振興部企画管理室長
地域振興部企画管理室長	南部東部振興課長		

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。